

各

都道府県
指定都市

 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公印省略)

高次脳機能障害者への退院支援に関する診療報酬の改定等について

厚生労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、令和 8 年度診療報酬改定（令和 8 年 6 月 1 日適用）に伴い、「回復期リハビリテーション病棟入院料」及び「特定機能病院リハビリテーション病棟入院料」を算定する医療機関が、高次脳機能障害者への退院支援に関して、下記 1 のとおり、退院時に高次脳機能障害の患者に適したサービス等の情報を患者に提供する等の体制を整備していることを義務付ける見直しが行われました。

「高次脳機能障害者支援法の施行に伴う留意事項について」（令和 8 年 4 月 15 日障精発 0415 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長。以下「留意事項通知」という。）においてお示ししているとおり、高次脳機能障害者支援センターが実施する業務として、下記 2 のとおり、高次脳機能障害の患者に適したサービス等の情報について医療機関に対して提供することを求めています。

これらの概要については別紙のとおりです。

今般の診療報酬改定は、医療機関の協力を得て高次脳機能障害への支援を推進する好機と考えられることから、この機会に、高次脳機能障害者支援センターが、下記 2 に基づき保有する「高次脳機能障害の患者に適した医療機関、障害福祉サービス事業所等の情報の一覧」を、回復期リハビリテーション病棟を有する医療機関へ情報提供することにより、医療機関との連携を一層密にするよう、管内の高次脳機能障害者支援センター及び関係機関並びに医療機関等に対する周知徹底をお願いいたします。

なお、令和 6 年 3 月現在、回復期リハビリテーション病棟を有する医療機関の一覧は別添の通りです。直近の情報は地方厚生局のウェブサイトの「届出受理医療機関名簿」に掲載されています。

記

1 令和 8 年度診療報酬改定における高次脳機能障害者への退院支援について

回復期リハビリテーション病棟における高次脳機能障害者に対する退院支援のため、回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準として、次に掲げるアからウまでの要件のいずれも満たすこととしている。詳細については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 7 号厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官）の「第 11 回復期リハビリテーション病棟入院料」を参照すること。

ア 当該保険医療機関において、次のうち当該地域における高次脳機能障害の患者に適したサービスを提供するものの情報（所在地、連絡先、提供サービス等）を、あらかじめ把握できる体制を整備していること。

- (イ) 高次脳機能障害者支援法（令和 7 年法律第 96 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項に規定する高次脳機能障害者支援センター
 - (ロ) 他の保険医療機関
 - (ハ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく生活介護、自立訓練、就労継続支援、自立生活援助、共同生活援助、相談支援、計画相談支援等の障害福祉サービス等を提供する事業所又は施設
 - (ニ) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者
- イ アの情報を、当該病棟に入院中の「基本診療料の施設基準等」の別表第 9 に掲げる「高次脳機能障害を伴った重症脳血管障害、重度の頸髄損傷及び頭部外傷を含む多部位外傷の場合」に該当する患者の退院時に、当該患者又はその家族等退院後に患者の看護に当たる者に対して、説明の上、提供できる体制を整備していること。
- ウ 退院後に他の保険医療機関でのリハビリテーション、介護保険によるリハビリテーション又は障害福祉サービスによるリハビリテーションへの移行を予定している患者については、当該患者又はその家族等退院後に患者の看護に当たる者の同意が得られた場合は、利用を予定している保険医療機関、当該生活介護等を提供する事業所又は施設、指定障害児通所支援事業所又は指定障害児入所施設等に対して、3 月以内に作成したリハビリテーション総合実施計画書等を文書により提供できる体制を整備していること。

※特定機能病院リハビリテーション病棟入院料においても、同様の施設基準を設けている。

2 高次脳機能障害支援センターから医療機関への情報提供について

留意事項通知 2（5）に示しているとおり、高次脳機能障害者支援センターは、以下のよう
な業務を行うものであり、令和 8 年度診療報酬改定を踏まえ、医療機関との一層の連携に努め
られたい。

（高次脳機能障害者支援センターが行う業務）

- 都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）は、支援事業を活用し、
- ・ 支援コーディネーターを配置して、高次脳機能障害者及びその家族等に対する相談支援
 - ・ 高次脳機能障害者支援センター自ら又は関係機関等との連携により、高次脳機能障害者の特性に対応した専門的な支援
 - ・ 自治体職員、医療機関、福祉事業者、高次脳機能障害者及びその家族等を対象とした高次脳機能障害の支援手法等に関する研修や、法第 19 条第 1 項第 3 号を踏まえた、その他の関係機関及び民間団体等に対する必要な情報提供や研修等
 - ・ 高次脳機能障害に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整
- を実施するほか、普及・啓発活動、地域の実態把握等の業務について積極的に行うこと。
- これに加えて、以下のような取組についても、都道府県等と連携して、センターに実施させること。
- ・ 高次脳機能障害の患者に適した医療機関、障害福祉サービス事業所等の情報の把握、その一覧の作成及び当該一覧の医療機関への情報提供等
 - ・ 支援を希望する高次脳機能障害者とその家族に対する地域の専門的な医療機関や支援機関に関する情報の紹介等